

平成 22 年 9 月吉日

社団法人北海道臨床工学技士会
会 員 各 位

社団法人北海道臨床工学技士会
会長 室橋高男

「公益社団法人移行のための臨時総会開催に際して（お願い）」

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

会員皆さま方におかれましては、平素より当会の運営に関しまして格別のご理解ならびにご協力を頂き、役員一同、心より感謝申し上げます。

さて、北海道臨床工学技士会は、諸先輩皆様のご尽力により、平成元年に全国に先駆け発足した後、平成 15 年に各都道府県技士会では初となる社団法人化を果たしました。

発足当初から、目的を「臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上、生命維持管理装置をはじめとする機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上に努め、もって道民の医療、福祉の進歩充実に寄与することを目的とする」とし、その目標達成に向け活動し現在に至っております。

平成 20 年 12 月 1 日公益法人改革 3 法が施行され、新公益法人制度が開始したことにより、経過措置期間となる 5 年間に、一般社団法人か公益社団法人かを選択し移行しなければ、自動的に解散となってしまうこととなりました。この状況下、当会は平成 20 年 11 月に臨時総会を開催し、今後当会は、道民の皆様（不特定多数＝公益）の利益となる活動を展開する中で、臨床工学技士の認知度向上を目指すために、公益社団法人へ向かうことで承認を頂いたことから、新公益制度移行準備委員会（理事会を充当）によって、北海道総務部行政改革局法人団体課と度重なる資料提出と折衝を重ね、本年 7 月 28 日に開催された公益認定等審議会において「公益社団法人移行へ向け、手続きを進めて良い」回答を得ることができました。これによって、北海道総務部行政改革局法人団体課から、定款の変更に加え、いくつかの規程を設ける指示を受け、今回の臨時総会の開催に至っております。

現行定款の第 8 章 第 44 条「この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することはできない。」となっております。会員皆様の積極的な参加（委任状含む）が無ければ、公益法人移行が達成されません。このタイミングを逃すと、今年度の公益法人移行が困難となります。

会員皆様のご理解ならびにご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

敬具